# ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの 在り方について(論点メモ)

### . 検討の背景と目的

ヒト受精胚等の取扱いの在り方について検討が必要になった背景は何か。

この検討では何を目的に検討し、そのためにはどのような検討を行っていくべきか。

### .ヒト受精胚等を巡る状況

#### 1.現状や将来展望

医療におけるヒト受精胚の取扱いの状況はどうか。

再生医療等を目指したヒト受精胚等の研究利用の状況はどうか。 また、将来的にどのような研究が行われ、どういう利用がされる可 能性があるか。

現在行われている、または将来考えられるヒト受精胚等の研究や 利用はどのくらいのメリットや必要性があるか。また、他の手段で 代替不可能か。

動物による研究はどのくらい行われており、ヒトの胚を使うことの妥当性はどうか。(ヒトの胚を使用する前に動物実験をもっと行う必要はないか。)

### 2. 国内外の議論や枠組みの状況

ヒト受精胚等について諸外国ではどのような議論が行われ、どのような枠組みが整備されているか。

ヒト受精胚等について、これまで日本でどのような議論が行われ、 どのような枠組みが整備されているか。また、現在どのような議論 が行われているか。

### . 検討の視点

#### 1.ヒト受精胚等はどのような存在か

ヒト受精胚等の取扱いを検討する上で、ヒト受精胚等がどのような存在かを明らかにする必要があるのではないか。

ヒト受精胚等を考える際に、生物学的な観点のみならず、国民が ヒト受精胚等をどうとらえているか(宗教的な側面や文化的な側面 も含めて)という観点も重要ではないか。

- ・「人の生命の萌芽」という視点
- ・「人」か「もの」か
- ・「人の尊厳」が胚にもあると考えられるのか

#### 2. ヒト受精胚等の取扱いがもたらすと懸念される問題

ヒト受精胚等の取扱いがもたらすと懸念される問題はどのようなものがあるか。

#### < 懸念される問題の例 >

- ・ヒト受精胚等が尊厳を持つと考える場合、それを侵害すること
- ・胚が成長して人になった場合、その人の人権や福祉への影響
- ・胚を作成するのに用いた精子、卵子等の提供者の人権や福祉への影響
- ・社会が胚を尊重する思いを侵害すること
- ・障害者排除につながること
- ・人体の商品化、生命の手段化

#### 3. ヒト受精胚等の取扱いの制限と個人の権利

2.の問題を踏まえるとヒト受精胚等の取扱いを制限する必要があるのではないか。その場合、それによって左右される個人の権利としてはどのようなものがあるか。

より高度な医療を受けたいという個人の権利や研究の自由は、無制約に認められるのか。

無制約には認められないとする場合、どのようなことを考慮し、 いかなる考え方で、その限界を決めるのか。

#### 4.判断の在り方

より高度な医療を受けたいという個人の権利や研究の自由、それらの自由を保障することによりもたらされると考えられる利益(医療の発展による健康の享受等)、ヒト受精胚等の作成、操作、利用等がもたらすと懸念される問題点などを総合的に判断することにより、どういう取扱いが許容できるか、また、どの程度制約するか定まるのではないか。

具体的にはどのような方法が考えられるか。(一つの方法として 比較衡量論によるものが考えられるが、他にどういう方法が考えら れるか)

# . 検討範囲

.~.を踏まえ、検討していく対象をどう設定するのが適当か。

以下の点についてどう考えるか。

- 胎内のヒト受精胚をどう考えるか。
- ・ 胚の時期はいつからいつまでか(特に体外にある場合)。
- ヒト受精胚以外の胚についてはどうか。
- 胚の検討と関連する事項(生殖細胞の取扱いなど)についてはどうか。

ヒト受精胚等の検討と大きく関わる生殖補助医療、胎児の取扱い等の状況や他省庁の審議会などにおける様々な検討も視野に入れ、整合性をもちつつ議論することが重要ではないか。

# . ヒト受精胚の具体的な取扱いについて

. 検討の視点を踏まえて、1.~3.に掲げる具体的な取扱いについてどう考えるか(許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または、全く許されないか、など)

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方を、作成・授受、操作・利用等、滅失の3つに分類し、それぞれについて検討したらどうか。

# 1. 人為によるヒト受精胚の作成・授受について

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち作成・授受に 係る取扱いの在り方についてどう考えるか。 作成・授受の目的[研究、生殖補助医療、再生医療、その他(産業利用等)]によって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

2.ヒト受精胚の操作、利用等について(ヒト受精胚の存在を前提に)

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち操作、利用等 に係る取扱いの在り方をどう考えるか。

どのような行為[研究、生殖補助医療、再生医療、その他(産業利用等)]の一環で行われるか、また、どのような操作、利用等が行われるかによって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

#### <考えられる操作・利用等の例>

・操作

(ES細胞の樹立、核移植、凍結・解凍、遺伝子解析、遺伝子操作等)

- ・胎内への移植
- ・長期保存

#### 3.ヒト受精胚の滅失について

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち滅失に係る取扱いの在り方をどう考えるか。

どのような行為[研究、生殖補助医療、再生医療、その他(産業利用等)]の一環で行われるかによって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

# . ヒト受精胚の取扱いの枠組みについて

. の検討を踏まえ、ヒト受精胚の取扱いについて必要となる手続 や条件としてはどのようなものがあり、どのような枠組みが必要か。

### 1.制度の枠組み

2.必要な手続等について(インフォームド・コンセントの実施、IRBの活用、無償提供、情報公開の在り方等)

- . ヒト受精胚以外の胚(人クローン胚等)の具体的な取扱い について
  - . 検討の視点を踏まえて、1.~3.に掲げる具体的な取扱いについてどう考えるか(許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または全く許されないか、など)

ヒト受精胚以外の胚の取扱いの在り方を作成・授受、操作・利用等、 滅失の3つの分類し、それぞれについて検討したらどうか。

- 1. 人為による胚の作成・授受について
  - ・研究目的の場合
  - ・再生医療を目的とした場合
  - ・個体を作ることを目的とした場合(人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止)
  - ・その他の目的の場合(産業利用等)
- 2.胚の操作・利用等について
  - <考えられる操作・利用等の例>
  - ・操作
  - ・長期保存
  - ・胎内への移植(人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止)
- 3.胚の滅失について
  - . ヒト受精胚以外の胚の取扱いの枠組みについて
    - . の検討を踏まえ、胚の取扱いについて必要となる手続や条件と してはどのようなものがあり、どのような枠組みが必要か。
- 1.制度の枠組み
- 2.必要な手続等について(インフォームド・コンセントの実施、I RBの活用、無償提供、情報公開の在り方等)